

(証券コード 6316)
平成25年12月19日

株 主 各 位

東京都千代田区内神田三丁目4番15号
株式会社丸山製作所
取締役社長 尾 頭 正 伸

第78回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第78回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項 第78期（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容、計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

上記事業報告の内容、連結計算書類の内容、計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

決議事項
第1号議案

剰余金の処分の件

原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき4円とすることと決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

原案どおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) (新 設)	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
第29条～第37条 (条文省略) (監査役の責任免除)	第29条～第37条 (現行どおり) (監査役の責任免除)
第38条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第38条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役1名選任の件

原案どおり承認可決され、取締役に小松豊氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

原案どおり承認可決され、監査役に三輪成祥氏が選任され、就任いたしました。

以上

期末配当金のお支払について

第78期期末配当金は、同封の「配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理店業者）で払渡期間中（平成25年12月20日から平成26年1月31日まで）にお受け取りください。

銀行口座等への振込ご指定の方や株式数比例配分方式をご指定の方には、配当金の計算やお受け取りに関する書類を同封いたしましたのでご確認ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

